

# 役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人ゆたか会

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに当法人が要請する講師・委員等（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員等には、形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員および評議員については、定額報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、評議員定額報酬および法人業務を行う場合に費用を弁償する。また、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- (3) 役員報酬の総額は18,000,000円の範囲とする。

### (理事長および常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
- (2) 賞与については支給しない
- (3) 退職手当については支給しない
- (4) 通勤手当については、給与規程第3条の規定に準ずる額

### (非常勤の役員等の報酬および費用弁償等の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬および費用弁償の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬および費用弁償等については、別表2に定める額
- (2) 交通費の実費が費用弁償額を超える場合、または、片道50km超える業務上の旅行を行ったときは、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第6条 理事長および常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。

ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 評議員の年額報酬については定時評議員会開催後に支給する。

(2) 上記を除く報酬等については、当該会議等に出席した都度、または前期・後期の年2回にまとめて支給することができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長および常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 上記の規定にかかわらず、評議員の年額報酬の減額は行わない。

#### (端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附 則)

全文改正 平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

本規程施行に伴い、平成元年 3 月 14 日制定の「役員報酬・旅費に関する規則」は廃止する。

改正 平成 29 年 6 月 16 日 定時評議員会

平成 29 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

2021 年 1 月 19 日から適用する。

別表1 (理事長および常勤役員の報酬)

役員報酬総額は18,000,000円の範囲内とする。

役職名	報酬の額
理事長	給与規程<別表1>職種別職能給表を準用 1等級4号以上の額とする
常務理事	給与規程<別表1>職種別職能給表を準用 1等級4号以上の額とする (業務の内容に応じてその都度理事長が決定する)
理事	<u>月額 250,000円以内</u> (業務の内容に応じてその都度理事長が決定する)

別表2 (非常勤役員等の報酬・費用弁償・謝金)

(1) 評議員

区分	金額
定額報酬	年額 20,000円
評議員会への出席	1回 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出動	1日 10,000円 半日 5,000円
退任慰労金(各任期ごとに支給する)	在任年数×10,000円

(2) 理事

区分	金額
定額報酬	なし
理事会への出席	1回 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出動	1日 10,000円 半日 5,000円
退任慰労金(各任期ごとに支給する)	在任年数×10,000円

(3) 監事

区分	金額
定額報酬	なし
監事監査(報告)等への出席	1回 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出動	1日 10,000円 半日 5,000円
退任慰労金（各任期ごとに支給する）	在任年数×10,000円

(4) 講師・委員

区分	金額
定額報酬	なし
講演等の講師を要請した場合	1日 20,000円 半日 10,000円
法人委員会等への出席	1回 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出動	1日 10,000円 半日 5,000円